



源泉徴収義務者の皆様へ ～阿南税務署からのお知らせ～

「令和6年分所得税の定額減税説明会」 及び「ダイレクト納付のしかた説明会」 の開催について（要事前予約）

税のお知らせ
Tax Infomation

令和6年度税制改正のための法案成立を踏まえた上で、本年6月1日から、令和6年分所得税の定額減税制度が始まります。

源泉徴収義務者の皆様に定額減税制度について理解を深めていただくため、説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

また、ダイレクト納付説明会も同時に開催いたしますので、是非ともご参加ください。

●令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会

定額減税制度の概要について説明した後、具体的な事務手続きを解説します。なお、参加に当たり、国税庁から郵送された「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」がある場合は、ご持参ください。

開催日	開催日時	開催場所	定員
令和6年4月8日	1回目 13:00～14:00	阿南市商工業振興センター2階展示室 阿南市富岡町今福寺34-4	各回50名
令和6年4月23日	2回目 15:00～16:00		
令和6年5月8日	1回目 9:30～10:30	阿南税務署3階会議室 阿南市富岡町滝の下4番地4	各回20名
令和6年5月16日	2回目 13:30～14:30		

●ダイレクト納付のしかた説明会

源泉所得税の毎月納付等について、ダイレクト納付の具体的な仕方を説明します。

開催日	開催日時	開催場所	定員
令和6年4月8日	1回目 14:05～14:55	阿南市商工業振興センター2階展示室 阿南市富岡町今福寺34-4	各回50名
令和6年4月23日	2回目 16:05～16:55		
令和6年5月8日	1回目 10:40～11:40	阿南税務署3階会議室 阿南市富岡町滝の下4番地4	各回20名
令和6年5月16日	2回目 14:40～15:40		

〔説明会にご参加の皆様へ〕

- 予約方法** 定額減税説明会については、**LINE 又は電話**による**予約制**となります。
ダイレクト納付のしかた説明会については、**電話予約のみ**となります。
 - ご予約は、定額減税説明会及びダイレクト納付のしかた説明会ごとにお願います。
 - 説明会場の駐車場には限りがございますので乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。
- 主催：阿南税務署 共催：阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会・阿南商工会議所



定額減税
特設サイト

【お問い合わせ】阿南税務署 法人課税部門（直通）☎0884-22-0417

令和6年度各種納税の納期

令和6年度の各町税の納期日は、次のとおりとなります。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日の20日以内に督促状を発送いたしますので、納期までにご納付をお願いいたします。

	令和6年								令和7年		
	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28
軽自動車税	全期										
固定資産税		全期/ 1期				2期			3期		
町県民税			全期/ 1期			2期			3期		
国民健康保険税				全期/ 1期	2期		3期	4期		5期	6期

●家屋を新築または取り壊したら連絡を

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。

●各町税滞納の強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。

今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付ください。

固定資産税課税台帳の閲覧について

自己資産について記載された部分を1年中確認することができるのと同時に、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

●閲覧期間

1年中※受付時間：8:30～17:15
（土・日・祝日および年末年始のぞく）

●閲覧できる人

- ▶納税者
- ▶納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶借地人、借家人
- ▶代理人（納税者からの委任状が必要）

●閲覧場所

美波町役場本庁税務課

●手数料

300円

【お問い合わせ】役場税務課☎0884-77-3615